

勝浦市農業委員会会議録

(5月定例会)

令和元年5月8日(水曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1番 吉野茂子	2番 吉野常男	3番 川崎清貴
4番 吉野勇孝	5番 黒川義治	6番 鈴木康弘
7番 末吉富榮	8番 酒井明	9番 渡邊薫

2 遅刻委員は、1名でその氏名は次のとおりである。

4番 吉野勇孝

3 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪田正 書記 瀧口智大

4 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告

報告第1号 転用事実確認証明書の発行について

第4 その他

○会長（渡邊薫） 本日はご苦勞様でございます。

今日はこの後、2時半から合同会議ということで、研修会も予定しております。

時間の方も限られていますので、議事運営の方にご協力をお願いいたします。

○議長（渡邊薫会長） 本日、4番吉野勇孝委員から遅れるとの連絡がありましたが、出席委員は定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、令和元年勝浦市農業委員会5月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番川崎清貴委員及び5番黒川義治委員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は部原の畑、1筆、148平方メートル、浴室及び洗面脱衣室に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、居室・浴室、39.39平方メートルです。

転用の時期は令和元年7月20日から令和元年11月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は既存建物が老朽化しているため新たに浴室及び洗面脱衣室を建築したいとし、譲渡人は津波が怖いため譲りたいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、豊浜小学校の●側、約●●●メートルの地点となります。

次に、資料の2ページの申請番号2番及び資料3ページの申請番号3番は同一事業であるため、一括してご説明いたします。

申請番号2番、申請地は浜行川の田、1筆、571平方メートル、申請番号3番、申請地は浜行川の田、1筆、433平方メートルの合計、田2筆、1,004平方メートル、太陽光発電施設用地に転用するための、所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、太陽光パネル、372枚、発電出力 49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から令和元年9月30日で、資金計画は、自己資金によるもので、

残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は太陽光発電施設を建設したいとし、譲渡人は相続により取得した土地であり、長年に亘り耕作しておらず今後も耕作する予定がないので譲り渡すとして申請がなされたものであります。

申請位置は、JR行川アイランド駅の●側、約●●●メートルの地点となります。

本案件に関する調達価格とこれによる事業の実現性・継続性については、経産省の事業計画認定は平成30年度に受けており、これに基づく当該年度の1キロワットあたり調達価格は税別18円、税込み19.44円となっており、収支計画では採算性があることを確認いたしましたので、実現性・継続性について問題はないと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、6番鈴木康弘委員をお願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

4月26日、申請者の代理人と面談し現地を確認したところ、家庭菜園程度の耕作がされている状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、周辺に農地はないことから営農条件への支障はないものと考えます。

代替性については、住宅の増築であることから他の土地での計画はできないものと判断します。

また、転用事務指針の一般基準、目的別許可基準を満たした計画であり、遅滞なく申請に係る用途に供することができると思われま

す。調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 続いて、申請番号2番及び3番につきましては、同一事業でありますので、一括して報告をお願いします。

6番鈴木康弘委員をお願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

4月26日、申請者の代理人と面談し現地を確認したところ、耕作されておらず雑草が繁茂している状況でありました。

現地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し、雨水は地下浸透とする計画でありこれまでと条件は変わらないことから周

辺農地への営農条件には支障はないものと考えます。

代替性についても特に問題はないと思われること及び電力会社との手続きも進捗していることから、遅滞なく申請に係る用途に供することができると判断されます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 補足させていただきます。

部原の案件ですが、平成27年の時に一度申請がございまして、5条許可が出されております。

この当時の譲受人になる方が同じように風呂場の増築ということで、計画をされまして、許可が出ていたのですが、譲り受ける予定であった方が計画前に亡くなってしまい、この許可自体が無効になっております。

その後、今回の方が譲り受けたいということで話しが進み、改めて今回の申請に至ったという訳でございます。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） 事務局長から補足説明がございました。

ご質疑ございませんか。

はい、酒井委員。

○8番（酒井明委員） 申請番号2番3番の写真を見る限りでは、現状の道路よりも低くなっているように思うんですが、埋め立て等を行うんでしょうか。

○事務局長（窪田正） 造成等の工事を行う計画はございません。

また、盛土に関しても行わず、現状の高さで設置をする計画になっております。

○8番（酒井明委員） はい、わかりました。

○議長（渡邊薫会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

続いて、同一事業である申請番号2番及び3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号2番につきましては、●番●●●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となり、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

(4番吉野勇孝委員入室)

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成31年4月22日付けで決定を求められたものです。

このたびの5月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画3件、9,168平方メートル、再設定計画1件、2,780平方メートル、合計4件、11,948平方メートルです。

資料の4ページをご覧ください。

申請番号1番、新戸の田、1筆、4,136平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から5ヶ年の新規設定です。

5ページをご覧ください。

申請番号2番、関谷の田、2筆、3,798平方メートル、利用計画は水田、利用権の

種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から3ヶ年の新規設定です。

6ページをご覧ください。

申請番号3番、白木の田、1筆、1,234平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から10ヶ年の新規設定です。

7ページをご覧ください。

申請番号4番、関谷の畑、1筆、560平方メートル及び中谷の畑、2筆、2,220平方メートルの合計3筆、2,780平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、6月1日から3ヶ年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

はじめに、議事参与制限のない申請番号1番、3番及び4番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、●番●●●●委員が、議事参与制限の対象となる申請番号2番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報告第1号、転用事実確認証明書の発行について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

資料は、8ページとなります。

このたびの5月定例会にご報告すべき当該件数は1件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

内容については備考欄に記載しております。

場所が大森になります。

県道勝浦上野大多喜線の道路改良工事に伴いまして、平成21年当時に道路改良があったということで、農地法の施行規則第5条の第1号に関する農地転用の届出の提出がありました。

そこでその年の12月の定例会で、届出書の提出についての報告があったところですが、この場所が農業振興地域の農用地に指定されているところでありまして、農業振興地域の整備計画に係る農用地利用計画の計画変更が必要な場所でありました。

地主の方も県の方で手続きがされていたと思いきやありまして、手続きがなされないままになっていました。

現在、ほ場整備を行っている中で、そこが農地として残っていたため、調べた結果この事実がわかったということで、平成30年度の農業振興地域整備計画の見直しの中で、計画変更の手続きを行いまして、平成31年3月25日に計画変更の用途変更が完了しました。

現場の方は当時から既に工事が完了しておりましたので、転用の完了報告を県の方へ送付したという流れになっております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） なしとの声ございましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、令和元年勝浦市農業委員会5月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時55分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和元年5月8日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
